

高松市指令環指第 1 1 2 号

住所 香川県高松市一宮町 1 6 8 6 番地 6

名称 株式会社塵芥センター

代表取締役 溝淵 誉仁

高松市一般廃棄物処分業許可書

一般廃棄物処分業を行うことを次のとおり許可します。

令和 3 年 8 月 2 5 日

高松市長 大西 秀人



許 可 番 号	高松市許可 第 1 1 2 号
許 可 期 間	令和 3 年 8 月 2 5 日から令和 5 年 8 月 2 4 日まで
一般廃棄物の種類	裏面に記載のとおり。
処 分 方 法	1 破碎及び堆肥化処分。 2 選別処分、破碎処分、圧縮梱包処分。
その他の条件	取り扱うことができる一般廃棄物は、再生利用を目的としたものに限る。 以 下 余 白

一般廃棄物の種類

破碎及び堆肥化処分：動植物性残さ、汚泥（有機性のものに限る。）、木くず、草、水草（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる一般廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有一般廃棄物	含まない。
水銀使用製品一般廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

選別処分：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる一般廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有一般廃棄物	含まない。
水銀使用製品一般廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

破碎処分：①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる一般廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有一般廃棄物	含まない。
水銀使用製品一般廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

圧縮処分：①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる一般廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有一般廃棄物	含まない。
水銀使用製品一般廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

以下余白